

宇部市新庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務 仕様書

1. 一般事項

- (1) 業務名 宇部市新庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務
- (2) 設置場所 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市新庁舎1期棟 1階ロビー（別紙「設置図」参照）
- (3) 設置時期 令和4年4月下旬の市の指定する日

2. 業務内容

行政情報や民間企業の広告等を表示することができる広告付デジタルサイネージ（以下「サイネージ」という）を受託者が制作し、設置および維持管理を行うとともに、広告枠に表示する広告主の募集等、広告にかかわる業務を行う。

3. 案内板の仕様

(1) 案内板本体

- ① サイズは 高さ 2100mm × 横幅 4000mm × 奥行 800mm に収まる大きさとする。
- ※サイネージの台数は指定しない。
- ② 本体の角や縁が鋭利にならないよう加工すること。
- ③ キャスター付きとし、移動が可能であること。
- ④ 庁舎施設に負担の少ない方法で設置するとともに、地震等の際に落下や転倒しないよう十分な対策を講じること。
- ⑤ 周囲と調和のとれたデザインとし、庁舎の景観を損なわないこと。（市と協議の上、決定すること。）
- ⑥ 電気はAC100Vを使用し、電源の開閉は開庁日（8時30分から17時15分まで）の使用に支障がないようにタイマー等での自動制御が可能であること。
- ⑦ データ配信用のインターネット回線は、携帯端末を使用し無線とすること。

(2) 表示情報

- ① 市が指定する情報（モニター42インチ以上）
 - ア 来庁者へ向けて市政情報、市内イベント情報、観光情報、災害情報等を表示すること。
 - イ 情報は市職員で簡易に追加、修正、削除等ができ、サイネージへの反映はオンラインで行うことができるようにすること。
- ② 庁舎案内（モニター49インチ以上）
 - ア タッチパネルを使用し、来庁者が用務先のフロア等を検索及び閲覧できるようにすること。
 - イ 多言語対応とすること。（日本語、英語、中国語、韓国）
※各言語の翻訳ベース作成を含む

ウ 庁舎案内図の作成は原則受託者が無料で行い、市は情報のみを提供するものとする。

エ 情報内容は原則として年1回更新すること。ただし部署名変更等、急を要する場合は速やかに修正を行うこと。

オ その他庁舎案内の詳細については、市と協議の上決定すること。

③ 広告

ア 宇部市広告掲載要綱の規定に基づく広告を表示すること。

イ 音声を発する広告は認めない

4. 民間企業等の広告

(1) 受託者は、広告主の募集、決定、広告の製作、掲出、広告主との調整等、広告に係る一切の業務を行うこと。

(2) 広告主の選定及び広告内容等については宇部市広告掲載要綱を遵守すること。

(3) 広告主及び広告内容については、事前に市の審査を受けることとし、市が適当ではないと判断した場合は、受託者に対し広告主及び広告内容の変更を求めることができるものとする。この場合に生ずる費用は受託者の負担によるものとする。

(4) 広告の問い合わせ及び苦情等については、受託者で対応することとし、サイネージに受託者の連絡先を表示すること。

5. 保守管理等

(1) 受託者はサイネージに故障等が発生した場合、速やかに点検、修理対応が行える体制を整えること。

(2) 受託者は市からの問い合わせに、速やかに対応できる体制を整えること。

6. 費用負担等

(1) サイネージの製作、設置、維持管理（電気料金、通信費含む）、移設及び撤去等に要する一切の費用は受託者の負担とする。

(2) 民間事業者等の広告で得られる広告料の一部を市に納入すること。

(3) 行政財産使用料は免除する。（受託者は、「行政財産使用許可申請書」及び「行政財産使用料減免等申請書」を市に提出すること。）

(4) サイネージ設置及び運用・維持管理に係る電気料金は受託者の負担とする。

なお、電気料金は、受託者が製品カタログ等により申告する消費電力量を基に算出するものとし、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うものとする。

7. その他

- (1) 受託者は契約締結後、サイネージの仕様、施工方法等について、改めて市と協議し、市の承諾を得た上でサイネージの設置を行うこと。
- (2) サイネージを設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、又は担保に供してはならない。
- (3) 受託者は契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお市が必要性を認めない場合はその限りではない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者が協議の上決定するものとする。